



島根県報

令和8年1月20日（火）
第686号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

救急病院の認定	（医 療 政 策 課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障 が い 福 祉 課）	2
換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2

【公 告】

島根県行政情報提供システム開発及び運用保守業務に係る提案競技の実施	（総 務 課）	3
島根県通送業務の調達に係る提案競技の実施	（総務事務センター）	7
公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	12
公共測量の終了（4件）	（ ” ）	12

【特定調達公告】

令和8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資 源化による処分業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（下 水 道 推 進 課）	14
令和8年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資 源化による処分業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（ ” ）	14

告 示

島根県告示第22号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	認 定 期 間
松江市立病院	松江市乃白町32番地1	令和8年2月1日から 令和11年1月31日まで
松江赤十字病院	松江市母衣町200番地	
松江記念病院	松江市上乃木三丁目4番1号	
総合病院松江生協病院	松江市西津田八丁目8番8号	
独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院	松江市玉湯町湯町1-2	
安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	
雲南市立病院	雲南市大東町飯田96番地1	
町立奥出雲病院	仁多郡奥出雲町三成1622番地1	
飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原2060番地	
島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目1番地1	
出雲市民病院	出雲市塩冶町1536-1	
出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613番地	
独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	浜田市浅井町777番12	
社会福祉法人恩賜財団島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1016番地37	
益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	

島根県告示第23号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和8年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
大森 直樹	神経内科・内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和7年12月26日

島根県告示第24号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条第1項の規定により、次の者から換地計画の認可の申請があり、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により審査した結果これを適当と決定したので、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該決定に異議がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して申し出

ることができる。

令和8年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

事業主体名	換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
益田市	久保坂地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

公 告

島根県行政情報提供システム開発及び運用保守業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和8年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県行政情報提供システム開発及び運用保守業務

(2) 仕様

「島根県行政情報提供システム開発及び運用保守業務に係る提案競技要求仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県行政情報提供システムの構築業務

契約の日から令和8年10月31日まで

イ 島根県行政情報提供システムの運用保守業務

令和8年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 提案価格の上限額

島根県行政情報提供システムの構築費及び運営保守費の総額

43,329,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同上第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者で

あっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 国、都道府県又は本県と同程度規模の市町村において、行政情報提供システムの開発業務又は行政情報提供システムの運用保守業務を過去に受注した実績を有する者であること（共同企業体の代表者としての実績を含む。）。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の氏名

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合（受託者型（分担施工方式）の共同企業体にあつては「構成員の役割分担」と読み替えるものとする。）

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 契約不適合責任

(ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。（受託者型（分担施工方式）の共同企業体にあつては、「共同企業体の代表構成員は、役割分担の割合が最大になること。」と読み替えるものとする。）

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布する資料

(ア) 提案競技実施要領

(イ) 仕様書（別添資料を含む。）

(ロ) 本提案競技に係る様式

(ハ) 契約書（案）

イ 配布期間

令和8年1月20日（火）から同年2月10日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

ウ 配布場所

島根県総務部総務課情報公開係ホームページ https://www1.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_soumu/

エ 配布手続

守秘義務の遵守に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出した者に対し、アに掲げる資料を電子メール

により交付する。なお、誓約書の様式は、島根県総務部総務課ホームページ（ウに同じ。）からダウンロードすること。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書（様式1-1号又は様式1-2号） 1部

(2) 会社概要書又は履歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 財務諸表（決算報告書） 1部

(5) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(7) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(8) 担当者届 1部

(9) 提案書提出届（様式4-1号又は4-2号） 1部

(10) 提案書 6部

(11) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(8)までの書類については、令和8年2月17日（火）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(9)から(11)までの書類については、令和8年3月2日（月）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部総務課情報公開室情報公開係

電話 0852-22-6139 F A X 0852-22-6140

電子メール johokokai-unyo@pref.shimane.lg.jp

(4) 提案競技参加の辞退

提案競技参加に係る申請書類の提出後、提案競技への参加を辞退する場合、提案書等の提出期限までに辞退届（様式8号）を提出すること。

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに質問書（様式3号）により提出すること。なお、質問書は、F A X又は電子メールにより提出し、送信後に必ず到着確認の電話をすること。

(2) 送付先

5の(3)に同じ。

(3) 提出期限は、令和8年2月3日（火）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、令和8年2月10日（火）までに提案競技説明書の受領者全員に対し、FAX又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和8年2月24日（火）までに、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 島根県行政情報提供システム開発及び運用保守業務に係る提案競技審査会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じてヒアリングを行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技の参加者に別途通知する。

(7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、契約予定者と随意契約を行う。なお、契約予定者が契約を辞退した場合などは、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から契約見積書による見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他契約事項

契約予定者と協議の上定める。

(6) 本契約は、第498回島根県議会（令和8年2月定例会）において、当該調達に係る令和8年度当初予算が議決されたときに効力を生ずるものとする。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング、プレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、提案競技を取りやめ又は延期することがある。

12 問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Item to be procured: Development and operation/maintenance of the Shimane Prefectural Administrative Information Disclosure System, 1 set
- (2) Deadline for submission of proposals: Monday, 2 March 2026, by 5:00 p.m.
- (3) Enquiries and submission address: Information Disclosure Section, Information Disclosure Office, General Affairs Division, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government, 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501
TEL: 0852-22-6139

島根県通送業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和8年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

- (1) 名称
島根県通送業務
- (2) 仕様
別に定める「島根県通送業務の調達に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 期間
ア 契約期間
契約の締結日から令和11年9月30日まで
イ 通送業務期間
令和8年9月30日から令和11年9月30日まで
- (4) 提案価格の上限額
220,879,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 郵便法（昭和22年法律第165号）の規定に基づき定められた内国郵便約款により行う郵便の役務を提供できること、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に規定する特定信書便事業者であり、同法第2条第7項第1号に定める特定信書便役務を提供できること。

- イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は同法第36条第1項に規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行っていること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- オ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- カ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- キ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- コ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体の資格要件
- ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。
- (ア) 目的
 - (イ) 企業体の名称
 - (ロ) 構成員の住所及び名称
 - (ハ) 代表者の名称
 - (ニ) 代表者の権限
 - (ホ) 構成員の出資の割合
 - (ヘ) 構成員の責任
 - (フ) 取引金融機関
 - (ク) 決算
 - (コ) 利益金の配当の割合
 - (ケ) 欠損金の負担の割合
 - (セ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - (ソ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (ゼ) 解散後の契約不適合責任
 - (リ) その他必要な事項
- イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。
- ウ 構成員の全てが(1)のアからケの全ての要件を満たすこと。
- エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配布手続

ア 配布期間

令和8年1月20日（火）から同年2月17日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午か

ら午後1時までの間を除く。また、令和8年2月17日（火）は午後3時までとする。）

イ 配布場所

松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階
島根県総務部総務事務センター総務係

ウ 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付票に必要な事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会の開催日時及び場所

ア 開催日時

令和8年1月29日（木）午後1時30分から午後3時

イ 開催場所

松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階
島根県総務事務センター 分室

4 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社等概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。特定信書便事業者にあつては、特定信書便事業許可証の写しを添付すること。）

ウ 一般貨物自動車運送事業の許可書の写し又は軽貨物自動車運送事業の届出書の写し 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

エ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

オ 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

カ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

キ 共同企業体協定書の写し 1部（共同企業体の場合に限る。）

ク 担当者届 1部

ケ 役員等名簿 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和8年2月17日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

ウ 提出先

郵便番号 690-0887
松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階
島根県総務部総務事務センター総務係
電話 0852-22-5986 F A X 0852-22-6163
電子メール somujimu@pref.shimane.lg.jp

(4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

5 提案競技に係る質問票

(1) 質問票の提出

質問は、質問提出期限までに質問票により提出すること。

なお、質問は郵送、持参、FAX又は電子メールにより受け付ける。

(2) 質問提出期限

令和8年2月3日（火）午後5時まで

(3) 提出先

4の(3)のウに同じ。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年2月10日（火）までに、提案競技説明書受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

ア 提案書提出書 1部

イ 提案書 8部

ウ 見積書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和8年3月4日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

ウ 提出先

4の(3)のウに同じ。

7 提案の選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県通送業務の調達に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格審査において参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を満たさない提案については、失格とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施して提案内容を把握し、審査する。

ウ 契約予定者の決定

イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

(3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

ウ 評価視点（評価項目）は、次のとおりとする。

- (ア) 通送業務の方法・内容
- (イ) 通送業務実施体制
- (ウ) 職員負担の軽減
- (エ) 費用

(4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

令和8年3月10日（火）までに電話及び電子メールで通知することとする。

(5) 第2次審査の実施について

令和8年3月17日（火）を予定している。

(6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

(7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書による。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

契約予定者と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

10 その他の留意事項

- (1) 島根県議会において、本業務に係る予算の議決がなされない場合は、当該業務の発注を取り止める。
- (2) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (3) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

- (5) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (6) 提出書類は、返却しない。
- (7) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。
- (8) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、提案競技を取りやめ又は延期することがある。
- 11 提案競技に関する問合せ先
4の(3)のウに同じ。
- 12 Summary
- (1) Nature and quantity of services to be required : Shimane Prefectural Government Forwarding Services
- (2) Deadline for submission of proposal documents : By 3 : 00 p.m. on Wednesday, March 4, 2026
- (3) For further details, contact : General Affairs Division 8 - 3 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-0887, Japan
TEL : 0852-22-5986

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年1月20日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和7年12月25日から令和8年3月31日まで
- 3 作業地域
出雲市斐川町黒目地内外

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年1月20日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和7年12月12日から令和8年2月23日まで
- 3 作業地域
出雲市上塩冶町地内及び大津町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年12月19日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公

告する。

令和8年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び用地測量）
- 2 作業期間
令和7年6月16日から同年12月19日まで
- 3 作業地域
雲南市掛合町松笠地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年12月24日に終了した旨松江市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（デジタル数値撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間
令和7年8月19日から同年12月24日まで
- 3 作業地域
松江市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年12月26日に終了した旨国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 2 作業期間
令和7年7月29日から同年12月26日まで
- 3 作業地域
益田市久城町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年1月8日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（3級及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和7年7月31日から令和8年1月8日まで
- 3 作業地域
出雲市西園町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
令和8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託
予定数量 3,700トン
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）
- 3 落札者を決定した日
令和7年12月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
三光株式会社 代表取締役 三輪 昌輝 鳥取県境港市昭和町5番地17
- 5 落札金額
94,350,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和7年10月28日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
令和8年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託
予定数量 1,800トン
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

3 落札者を決定した日

令和7年12月10日

4 落札者の氏名及び住所

三光株式会社 代表取締役 三輪 昌輝 鳥取県境港市昭和町5番地17

5 落札金額

47,700,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和7年10月28日